

**「令和7年度 介護現場におけるハラスメント対策業務」
公募実施要領**

1. 事業の概要

(1) 目的

本業務は、介護現場における利用者や利用者家族等からのハラスメントにより、介護職員が安心して働くことができず、適切な介護サービスの提供や人材確保に影響が出る可能性があることから、介護サービス事業者・障害福祉サービス事業者の管理者に対して、ハラスメント対応研修を実施することにより、ハラスメント対応に関する体制構築を支援することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」4のとおり

※契約締結時には、契約候補者から受けた企画提案内容について仕様書に盛り込むことになる。

(3) 事業規模(委託契約上限額)

予算額(上限)1,390,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

《支払いについて》

契約期間終了後、成果物の検査完了後に一般支払いとする。

(4) 契約期間

契約締結日(令和7年7月頃) ～ 令和8年3月 31 日

2. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法などによる手続きをしている団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 直近 1 年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税などを滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体でないこと。
- (6) 本市から指名停止措置を受けている団体でないこと。
- (7) 本事業の目的に賛同し、これを推進しようとする意欲があること。
- (8) 参加表明(エントリー)期限までに所定の様式(様式1号)にて参加表明書を提出していること。

3. 提出物 ※すべて電子データとする

- (1) 参加申込書(様式1号)
- (2) 参加表明書(様式2号)
- (3) 企画提案書

企画提案書には以下の内容について盛り込むこと。

- ① 本業務の実施にあたり、事業者が重要と考える点、方針
- ② 介護現場における利用者や利用者家族等からのハラスメントの現状
- ③ 介護サービス事業者・障害福祉サービス事業者に対して実施するハラスメント対応研修の具体的内容・方法
- ④ より多くの方に参加してもらえるような広報活動の工夫・方法
- ⑤ 本業務全体の事業計画(体制(再委託の予定含む。)、スケジュール、広報計画)
- ⑥ 本業務の実施にかかる人員体制(配置人数・分担・職種・職員の業務実績など)
- ⑦ 同種業務(福祉・介護・障害関係)や、類似業務(研修の開催)の業務実績

【注意】業務の一部再委託を検討している場合については、その具体的内容(どの業務をどこの事業者になど)を、⑤に記載して提案内容に反映すること。

※なお、再委託については、神戸市の書面による事前承諾が必要。

(4)会社・団体概要など

- ・地元企業(本社・本部機能を市内に有する事業者)に該当する場合は、根拠として登記簿謄本又は登記事項に関する履歴事項全部証明書等の写しを提出すること。
- ・準地元企業(本社が神戸市内にないが、支店等が神戸市内にある事業者)に該当する場合は、根拠としてその事実が分かる資料(会社パンフレット等)を提出すること。

(5)事業費見積書

(6)電子契約システム利用確認書

SMBC クラウドサイン株式会社が提供する電子契約サービスによる契約締結に応じる場合のみ、提出すること。詳細については、市 HP (https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html) を参照。

4. 提出期限・質問

(1)提出期限

- ・ 参加表明書(様式 2 号)提出期限 令和7年6月6日(金) 17 時必着
- ・ 質問受付期限 令和7年6月 13 日(金) 17 時必着
- ・ 上記以外の提出物 提出期限 令和7年6月 27 日(金) 17 時必着

(2)質問及び回答

- ・ 質問がある場合は、様式 3 号の質問書に必要事項を記載し、下記メールアドレスに送付すること。(電話、FAX 等による質問の受付は行わない)
- ・ 質問を送付する際は、必ずタイトルを「(法人名)令和7年度 介護現場におけるハラスメント対策業務に関する質問」と明記すること。
- ・ 質問が届いているかについては、質問者の責任で期限までに到着の確認を行うこと。

5. 提出先

「3. 提出物」及び、様式3号の質問書については、それぞれ「4. (1)提出期限」に定める期限までに下記メールアドレスに送付すること。

※提出物の到達の確認まで、期限内に応募者の責任で行うこと。容量オーバーやメール送受信のトラブル等で届かなかった場合においても、期限後の提出は一切受け付けない。

【担当部署】神戸市福祉局介護保険課 担当:中山、奥澤

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話:078-322-6229 メールアドレス:kobekaigohokenka2@city.kobe.lg.jp

6. 選定方法

(1) 審査方法

企画提案書に基づく審査により、応募者の受託適性、提案内容及び事業費などを総合的に勘案し、評価を行う。

また、以下の日程にてオンラインにてプレゼンテーションを実施する予定のため、準備すること。なお、プレゼンテーション発表10分、質疑応答10分の計20分を予定している。

また、本事業について本市との協議・調整を行うものがプレゼンターを務めること。

○プレゼンテーション実施日時(予定)

日 時:令和7年7月7日(月) 14:00~17:00

※オンラインの接続方法や時間は、提出期限(6月27日)後、市より応募のあった業者に別途連絡する。

(2) 評価基準・配点

企画提案書に基づき、下記の観点から評価を行う。

A:本業務全体に対する基本的な考え方、方針(10点)

B:介護現場における利用者や利用者家族等からのハラスメントの現状把握(10点)

C:ハラスメント対応研修の実施方法(20点)

D:広報活動の工夫・方法(15点)

E:実現可能な工程計画(10点)

F:業務執行(支援)体制(10点)

G:業務実績(10点)

H:地元企業(神戸市内に本店を有する場合10点、支店等が市内にある場合5点)(10点)

I:事業費(見積金額)(5点)

(3) 選考結果の通知

選考結果決定次第、企画提案書の提出者全員に対して、文書で通知する。評価の結果は採用可否のみの通知とし、その他の評価・審査の内容については通知しない。

7. スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年5月19日(月) |
| (2) 参加表明(エントリー)期限 | 令和7年6月6日(金) 17時必着 |
| (3) 提案書等の提出期限 | 令和7年6月27日(金) 17時必着 |
| (4) プレゼンテーション実施 | 令和7年7月7日(月) |
| (5) 結果通知 | 令和7年7月上旬頃 |
| (6) 契約締結・事業開始 | 令和7年7月中旬頃 |
| (7) 事業完了 | 令和8年3月31日 |

8. 特記事項

- (1) 企画提案書の作成、提出、その他当該公募の応募に関する費用は、すべて応募者負担とする。
- (2) 提出後の修正、変更は、一切受け付けない。
- (3) 本委託業務にかかる著作権は、本市に帰属する。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 評価方法や評価結果に関する不服申し立てなど、選定に関する問い合わせについては、一切受け付けない。
- (6) 委託契約の締結については、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 実際の業務運営の詳細に関しては、本市の指示に従うものとする。
- (8) 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。